

第50期 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月20日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）



京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、2～3頁をご参照ください。

議 案

- 第1号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

「新型コロナウイルス感染防止への対応について」

株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知
4頁の記載内容を必ずご確認ください。

お土産の配布は従前より取り止めとさせていただいており
ます。何卒ご理解賜りますよう、お願ひ申しあげます。

Nidec
All for dreams



WEBサイト ニデック IR情報
<https://www.nidec.com/jp/ir/>

株主の皆様へ



代表取締役会長(C E O)

S. Nagamori

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社の第50期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社は1973年の創業以来一貫して「回るもの、動くもの」をキーワードに社会のニーズに応える駆動技術を創造し続け、今や世界各国に300社を超えるグループ企業を擁する精密小型から超大型まで手がける「世界No.1の総合モーターメーカー」として成長してまいりました。

2023年3月期(連結)は、目標の「売上高2兆円」の大台を突破し、2兆2,428億円と過去最高を更新しており、構造改革費用や法人所得税費用等の影響を受けた営業利益・当期利益については、WPR-X活動による抜本的な収益構造改革を加速させ、2023年度のV字回復の実現を目指しております。

また当社は今年創業50周年を迎えるにあたり、4月1日付で商号を「ニデック株式会社(英文商号: NIDEC CORPORATION)」に変更すると共に、副社長人事を決定(昨年11月設置の指名委員会による公正性・透明性・客観性ある選任方針・基準に則り実施)する等、「100年を超えて成長し続けるグローバル企業」としての経営体制構築にたゆまず取り組み、今後も「人類が抱える多くの課題を解決する世界No.1のソリューション企業集団」に向けONE Nidec(グループ一丸)で進化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

社 是

我社は科学・技術・技能の一体化と
誠実な心をもって
全世界に通じる製品を生産し
社会に貢献すると同時に
会社および全従業員の
繁栄を推進することをむねとする。

三つの経営基本理念

最大の社会貢献は
雇用の創出であること



世の中で
なくてはならぬ
製品を供給すること

一番にこだわり、
何事においても
世界トップを目指すこと

三大精神

情熱、熱意、執念
知的ハードワーキング
すぐやる、必ずやる、
出来るまでやる



代表取締役
社長執行役員(COO)

Hiroshi Kohri

証券コード：6594
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株主各位

京都市南区久世殿城町338番地

ニデック株式会社

代表取締役社長執行役員 小部 博志

第50期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第50期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本株主総会に関しましては、従来どおり全ての株主の皆様へそれら情報を書面にてお送りしております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「ニデック」又は「6594」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認ください。）

なお当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権行使頂けますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、**2023年6月19日（月曜日）午後5時30分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

日 時 | **2023年6月20日（火曜日）午前10時** <受付開始 午前9時30分>

場 所 | 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地

リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

目的事項

報告事項

- 1 第50期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第50期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 監査等委員でない取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

議決権行使についてのご案内

▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時30分 到着分まで

▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】(3頁)をご高覧の上、「スマート行使」もしくは「会社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセス」していただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

行使期限

2023年6月19日（月曜日）午後5時30分 入力分まで

▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)
また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

開催日時

2023年6月20日（火曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- (注)
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 2. ご送付している書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「連結注記表」、「個別注記表」、「連結持分変動計算書」と「株主資本等変動計算書」を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

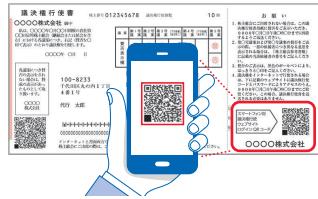


インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

QRコードを読み取る方法【スマート行使】

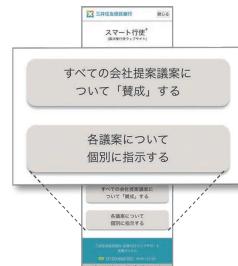
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

注意 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」
にてログインし、再度議決権行使をお願い致します。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法 【インターネット行使】

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使サイトURL > <https://www.web54.net>

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

議決権行使について

- インターネット等による議決権行使は、2023年6月19日（月曜日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い致します。
- 画面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって、複数回数、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネット等による議決権行使に関するお問合せ】

「スマート行使」または「インターネット行使（議決権行使サイト）」に関してご不明な点につきましては、以下にお問合せくださいますよう、お願い申しあげます。

株主名簿管理人

専用ダイヤル



0120

-652-031

（午前9時～午後9時）

三井住友信託銀行証券代行部

<その他のご照会>



0120

-782-031

（平日午前9時～午後5時）

新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

来る6月20日（火）に当社第50期定時株主総会の開催を予定しております。

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類へ移行されましたが、当社と致しましては、株主様のご健康と人命を守ることを第一とした総会運営を目的として、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

1. 当社の対応について

- 1) 運営スタッフは、株主様との会話を想定しマスク着用で応対させて頂く予定です。
- 2) **3密を極力避けるため “待合コーナー(ウォーターサーバー含む)設置” 及び “ペットボトルお茶／カタログ類配布”** は控えております。
- 3) ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

2. 株主様へのご協力お願い

- 1) 厚生労働省によれば、屋内の閉鎖的な空間で他人と近距離で一定期間いること(密閉・密集・密接の3密)が感染リスクを高め、特に高齢者や妊婦の方、また基礎疾患のある方は重症化のリスクが高いとされていることから、該当する株主様に於かれましては、健康状態や感染状況等をご考慮の上、招集ご通知記載の方法、書面・インターネット等による議決権行使をご活用頂くと共に、当日のご来場をお控え頂くこともご検討ください。
- 2) 株主総会へのご出席をお考えの方に於かれましては、株主総会当日、風邪のような症状が見られるとき、その他体調が優れないときは、くれぐれもご無理なさらずご出席を見合わせていただきますようお願い致します。

3. ご来場される株主様へ

- 1) 株主総会開会は10時、受付開始は9時30分ですが、例年9時40分頃から受付にご来場者が集中し混雑が想定されますため、早めのご来場をお勧め致します。
- 2) 高齢者や妊婦の方、また基礎疾患のある方の重症化リスクも考慮し、当社はサーモグラフィーを設置する予定です。また会場内のマスクご着用と受付及び会場への入退場時のアルコール消毒にご協力頂けますと幸いです。
なお“発熱があると認められる”また“体調不良と見受けられる”方がいらした場合は状況に応じ入場をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- 3) 質疑応答の際は、スタンドマイクまでご移動いただく予定です。

以上

第1号議案 | 監査等委員でない取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名					現在の当社における地位
01	なが 永	もり 守	しげ 重	のぶ 信	再任	代表取締役会長
02	こ 小	べ 部	ひろ 博	し 志	再任	代表取締役社長執行役員
03	さ 佐	とう 藤	しん 慎	いち 一	再任 社外取締役 独立役員	取締役
04	こ 小	まつ 松	やよ 弥	い 生	再任 社外取締役 独立役員	取締役
05	さか 酒	い 井	たか 貴	こ 子	再任 社外取締役 独立役員	取締役



候補者
番 号

01

再 任

なが もり
永 守 しげ のぶ
重 信

(1944年8月28日生)

所有する当社株式の数 49,473,732株

選任理由

当社創業者として、最高経営責任者を務めております。当社グループを短期間で2兆円企業に導いた実績に裏付けられた経営者としての実力と見識により、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。



候補者
番 号

02

再 任

こ べ ひろ し
小 部 博 志

(1949年3月28日生)

所有する当社株式の数 948,222株

選任理由

当社創業メンバーであり、現在は最高執行責任者を務めております。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの更なる業績向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 7月 当社設立 代表取締役社長
最高経営責任者
2014年10月 代表取締役会長兼社長
2018年 6月 代表取締役会長（現任）
2022年 4月 最高経営責任者（現任）

重要な兼職の状況

学校法人永守学園理事長

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 7月 当社設立に参加
1982年 3月 営業部長
1984年11月 取締役
1991年11月 常務取締役
1996年 4月 専務取締役
2000年 4月 取締役副社長
2005年 4月 最高執行責任者
2006年 6月 代表取締役副社長
2008年 6月 代表取締役副社長執行役員
2015年 6月 代表取締役副会长執行役員
最高営業責任者
2020年 6月 副会長執行役員
2022年 5月 最高業績管理責任者
2022年 6月 代表取締役副会长執行役員
2022年 9月 代表取締役社長執行役員（現任）
最高執行責任者（現任）

重要な兼職の状況

候補者
番 号

03

再 任

社 外

独立役員

さ とう しん いち
佐 藤 慎 一

(1956年11月4日生)

所有する当社株式の数

0株

選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

財務省で事務次官等の要職を歴任し、財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	大蔵省（現 財務省）入省
1985年 7月	福岡国税局唐津税務署長
1997年 7月	外務省在英国日本国大使館参事官
2000年 7月	総務庁（現 総務省）行政管理局管理官
2002年 7月	財務省主計局主計官（文部科学係担当）
2003年 7月	財務省主税局調査課長
2004年 7月	財務省主税局税制第二課長
2005年 7月	財務省主税局税制第一課長
2006年 7月	財務省大臣官房秘書課長
2009年 7月	財務省大臣官房審議官（主税局担当）
2010年 1月	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
2011年 8月	財務省大臣官房総括審議官
2013年 6月	財務省大臣官房長
2014年 7月	財務省主税局長
2016年 6月	財務事務次官
2017年 7月	財務省退官
2017年11月	サントリーホールディングス（株）顧問（現任）
2022年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

サントリーホールディングス（株）顧問

候補者
番 号

04

再 任
社 外 独立役員こ まつ やよ い
小 松 弥 生

(1959年3月23日生)

所有する当社株式の数 113株

選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

文部科学省で研究振興局長等の要職を歴任し、技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	文部省(現 文部科学省)入省
2001年 4月	文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
2003年 4月	文部科学省高等教育局医学教育課長
2004年 7月	内閣府政策統括官（科学技術政策担当）（現 科学技術・イノベーション推進事務局）付参事官
2005年 7月	文化庁文化財部伝統文化課長
2007年 4月	文化庁長官官房政策課長
2009年 7月	文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官
2010年 7月	文化庁文化部長
2012年 1月	独立行政法人国立美術館理事兼事務局長
2015年 8月	文部科学省研究振興局長
2016年12月	文部科学省退官
2022年 5月	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長（現任）
2022年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長

候補者
番号

05

再任

社外

独立役員

さか い たか こ
酒 井 貴 子

(1972年8月28日生)

所有する当社株式の数

332株

選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

(注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1)佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2)佐藤慎一氏および小松弥生氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(3)酒井貴子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(4)責任限定契約

当社は、佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を継続する予定であります。

・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要是事業報告39頁に記載のとおりであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 4月	京都大学大学院法学研究科研究助手
2003年 4月	大阪府立大学大学院経済学研究科専任講師
2007年 3月	京都大学大学院博士課程修了、博士(法学)取得
2007年10月	大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
2018年 4月	大阪府立大学大学院経済学研究科教授
2020年 6月	当社社外取締役（監査等委員）
2022年 4月	大阪公立大学大学院法学研究科教授（現任）
2022年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

大阪公立大学大学院法学研究科教授

第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役赤松玉女氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



新任
社外 独立役員
とよ しま ひろ え
豊島ひろ江
(1967年9月28日生)

所有する当社株式の数 0株

選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

弁護士として企業法務・コンプライアンス・M&A等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

(注) 1. 上記監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1)豊島ひろ江氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2)責任限定契約

豊島ひろ江氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社取締役に選任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要是事業報告39頁に記載のとおりであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月	大阪弁護士会登録
	中本総合法律事務所入所
2005年11月	ニューヨーク州弁護士登録
2009年4月	中本総合法律事務所パートナー (現任)
2015年10月	サンエス(株)社外取締役
2020年6月	ニッタ(株)社外取締役 (現任) 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

中本総合法律事務所パートナー
ニッタ(株)社外取締役
日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員)

(ご参考)

なお、本議案が承認可決されると、監査等委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

議案候補者	氏名	当社における地位
—	むら　かみ　かず　や 村　上　和　也	現任
—	おち　あい　ひろ　ゆき 落　合　裕　之	現任
—	やま　だ　あや 山　田　文	現任 社外 独立役員
—	わた　なべ　じゅん　こ 渡　邊　純　子	現任 社外 独立役員
●	とよ　しま　ひろ　え 豊　島　ひろ　江	新任 社外 独立役員

第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものと致します。

また、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



社外 独立役員
たき ぐち ひろ こ
滝口 広子
(1963年12月24日生)

所有する当社株式の数 0株

選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
弁護士として企業法務・M&A・コーポレートをはじめとする様々な組織におけるガバナンス等の分野での豊富な経験・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていくだけになると期待しております。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1992年 4月	大阪弁護士会登録 北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）入所
2003年 1月	北浜法律事務所（現 弁護士法人北浜法律事務所）パートナー（現任）
2005年 5月	（株）メディカル一光社外取締役
2018年 4月	大阪大学大学院高等司法研究科特任教授
2020年 9月	京都工芸織維大学監事（現任）
2021年 4月	大阪弁護士会副会長
2022年 3月	（株）千趣会社外監査役（現任）
2022年 6月	三ツ星ベルト（株）社外監査役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士法人北浜法律事務所パートナー
京都工芸織維大学監事
（株）千趣会社外監査役
三ツ星ベルト（株）社外監査役

- （注） 1. 滝口広子氏の戸籍上の氏名は玉泉広子です。
2. 滝口広子氏は、弁護士法人北浜法律事務所のパートナーであります。2022年度において当社から同事務所に対する1百万円未満の支払いが存在しますが、同氏の独立性に問題はないと考えております。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1)滝口広子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
(2)責任限定期約
当社は、滝口広子氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、以下の内容の責任限定期約を締結する予定であります。
・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定期約が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が当社取締役に選任され就任したこととなった場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要是事業報告39頁に記載のとおりであります。

以上

【ご参考】選任後の取締役会構成およびスキルマトリクス

第1号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

氏名	取締役に求める専門性と経験 ※最大3つ							
	事業戦略	技術・研究開発	国際性・グローバル経験	人材開発	環境・社会	法務・コンプライアンス	財務・会計	ガバナンス・リスク管理
永守 重信	○	○						○
小部 博志	○	○						○
村上 和也			○			○	○	
落合 裕之			○		○			○
佐藤 慎一	○						○	○
小松 弥生		○		○	○			
酒井 貴子				○		○	○	
山田 文			○	○		○		
渡邊 純子			○	○	○			
豊島ひろ江			○			○		○

【ご参考】取締役の選任方針・選任基準等に関する事項

当社は、2022年11月5日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定等に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、公正性・透明性・客観性を担保し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役で構成される指名委員会を設置致しました。指名委員会で審議した取締役の選任方針・選任基準の詳細は以下のとおりです。

ア. 選任方針

グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長・発展を目的とし、当該ポストに関する選任基準などを踏まえ、決定するものとする。

イ. 選任基準

«共通»

- ・事業戦略、技術・研究開発、国際性・グローバル経験、人材開発、環境・社会、法務・コンプライアンス、財務・会計、ガバナンス・リスク管理に関わる専門的な知識、深い知見を有し、客観的かつ公平公正な見地に立ち、意見提出できる者であること（共通のうち、該当する項目をスキルマトリクスとして開示）

«社内取締役»

- ・Nidec Wayおよび3Q6Sを体現できる者であること

«社外取締役»

- ・Nidec Wayおよび3Q6Sに共感できる者であること
- ・社外取締役の独立性基準（一般株主とは利益相反が生じるおそれがない等）を充たす者であること

※Nidec Way・3Q6S・・・NIDECグループ全体(グローバル含む)で共有し、且つ指針とすべき行動規範・経営ノウハウとしています。

ウ. 取締役決定プロセス

取締役は、選任方針・選任基準に基づき候補者としています。取締役の選任方針・選任基準並びに取締役候補者の指名については、指名委員会が審議を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえて取締役会が決定します。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

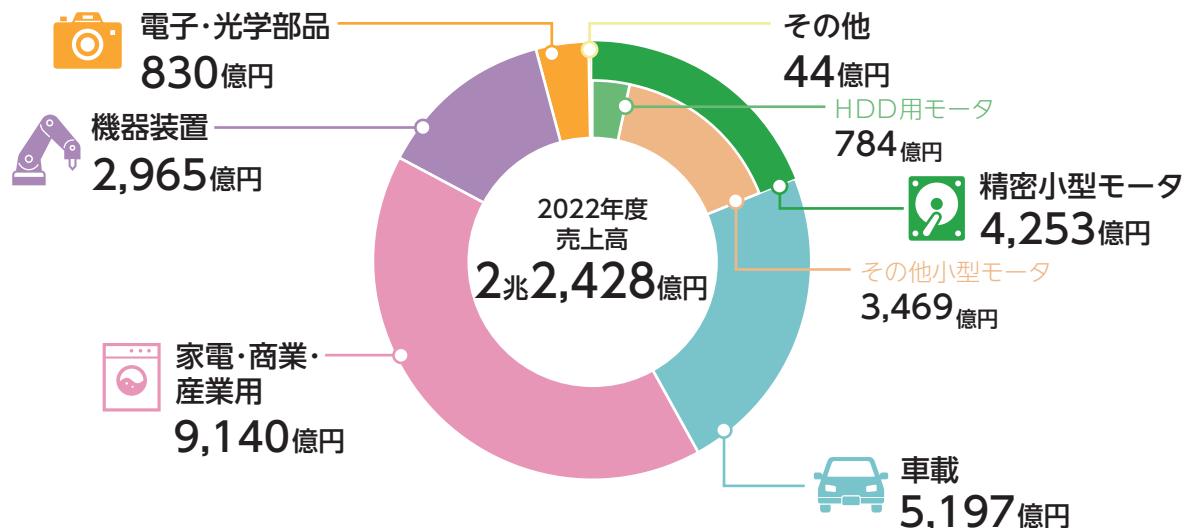
(1) 全般的な状況

IMFは2023年の世界経済成長率を2023年4月時点で+2.8%と予想しています。当期においては、世界主要各国の経済指標には改善の傾向が見られた一方、米国での銀行破綻や欧州での金融不安から金融市場が不安定となる局面も発生しました。当社を取り巻く事業環境は、IT機器の出荷ピークアウトが継続し、グローバル自動車生産台数の回復遅れ、設備投資関連需要のピークアウト、中国EV市場の台数成長率低下等、厳しい状況が継続しています。当社は2023年7月に創業満50周年を迎えることから、足許の市場環境悪化に伴い、「WPR-X」活動（「コストは技術が造る」との考え方の下、技術力で圧勝できる製品開発を実施し、大幅な固定費の低減を実現することが目標）による抜本的な収益構造改革を実現し、2023年度のV字回復実現を目指して固定費の大幅な低減を図るため、当期に構造改革費用を計上致しました。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比16.9%増収の2兆2,428億24百万円となり、過去最高を更新致しました。営業利益は前期比41.3%減益の1,000億81百万円となりました。税引前当期利益は前期比29.1%減益の1,205億93百万円、継続事業からの当期利益は前期比66.4%減益の457億4百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比66.9%減益の450億3百万円となりました。

(2) 製品グループ別販売の状況





精密小型モータ

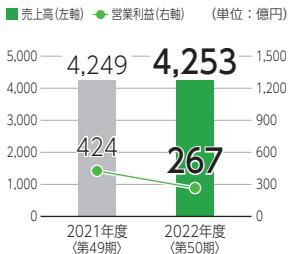
HDD用モータ、ブラシレスモータ、
ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、
モータ応用製品等

売上高

4,253億33百万円
0.1% 増 ↗

営業利益

266億80百万円
37.1% 減 ↘



売上高は、為替の影響（前期比約634億円の増収）を含め、前期比0.1%増収の4,253億33百万円となりました。

HDD用モータの売上高は、販売数量の減少を主因として、為替の影響（前期比約210億円の増収）を含め、前期比20.6%減収の784億62百万円となりました。その他小型モータの売上高は、為替の影響（前期比約424億円の増収）を含め、前期比6.4%増収の3,468億71百万円となりました。

このような状況下、当期に構造改革費用を計上した結果、営業利益は、為替の影響（前期比約47億円の増益）を含め、前期比37.1%減益の266億80百万円となりました。





車載

売上高

5,196億 54百万円
24.4% 増

営業損失

422億 91百万円

売上高構成比
23.2%

車載用モータ及び自動車部品



売上高は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響や顧客における半導体等電子部品の調達困難な状況が続く中、トラクションモータシステム(E-Axle)等の増収により、為替の影響（前期比約466億円の増収）を含め、前期比24.4%増収の5,196億54百万円となりました。

このような状況下、当期に構造改革費用を計上した結果、営業損益は、為替の影響（前期比約29億円の増益）を含め、前期比529億66百万円減少の422億91百万円の損失となりました。



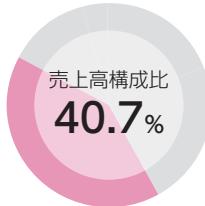
家電・商業・産業用

売上高

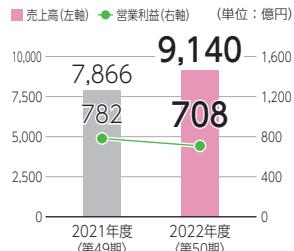
9,139億86百万円
16.2% 増

営業利益

708億17百万円
9.4% 減



家電・商業・産業用モータ及び関連製品



売上高は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響が続く中、大型案件を数多く受注した発電機事業の増収等により、為替の影響（前期比約1,405億円の増収）を含め、前期比16.2%増収の9,139億86百万円となりました。

このような状況下、当期に構造改革費用を計上した結果、営業利益は、為替の影響（前期比約156億円の増益）を含め、前期比9.4%減益の708億17百万円となりました。



機器装置

売上高

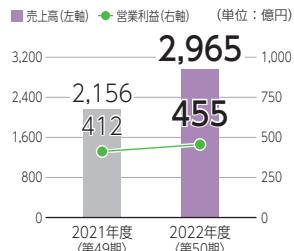
2,964億82百万円
37.5% 増

営業利益

455億38百万円
10.4% 増



産業用ロボット、カードリーダ、検査装置、
プレス機器、変速機、工作機械等



売上高は、5G向け需要が好調な半導体検査装置や脱プラスチック化の波をとらえた製缶プレス機の増収に加え、工作機械事業への参入により、為替の影響（前期比約158億円の増収）を含め、前期比37.5%増収の2,964億82百万円となりました。

このような状況下、当期に構造改革費用を計上した結果、営業利益は、為替の影響（前期比約12億円の増益）を含め、前期比10.4%増益の455億38百万円となりました。





電子・光学部品

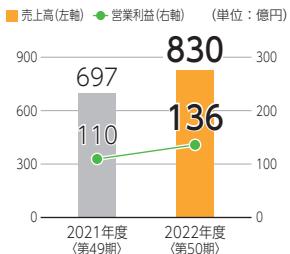
売上高

830億11百万円
19.1% 増

営業利益

135億82百万円
23.1% 增

スイッチ、トリマポテンショメータ、
レンズユニット、カメラシャッター等



売上高は、為替の影響（前期比約47億円の増収）を含め、前期比19.1%増収の830億11百万円となりました。

営業利益は、為替の影響（前期比約1億円の増益）を含め、前期比23.1%増益の135億82百万円となりました。



その他

オルゴール、サービス等

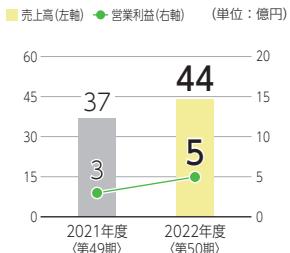
売上高

43億58百万円
16.2% 増 

営業利益

4億74百万円
41.9% 增 

売上高構成比
0.2%



売上高は前期比16.2%増収の43億58百万円、営業利益は前期比41.9%増益の4億74百万円となりました。



2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達

当連結会計年度中においては、短期借入金の返済資金に充当するため、2022年7月に「第13,14回無担保社債」（総額500億円）を発行すると共に、社債の償還資金及び短期借入金の返済資金に充当するため、2022年11月に「第15,16回無担保社債」（総額700億円）を発行致しました。更に、その他の資金需要に対応するため、金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施致しました。また、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しております。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は6,542億80百万円となっております。

(2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は1,378億14百万円となりました。主なものは、向日市新拠点の建設等、国内の研究開発強化及び海外子会社の生産能力増強のための投資であります。

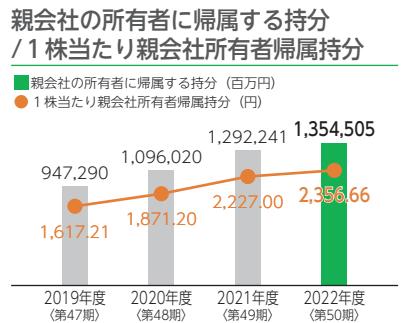
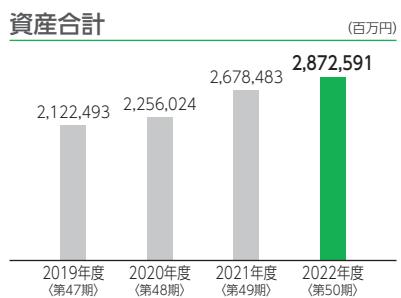
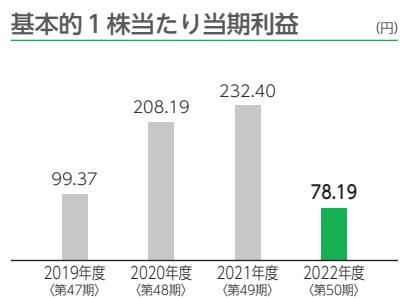
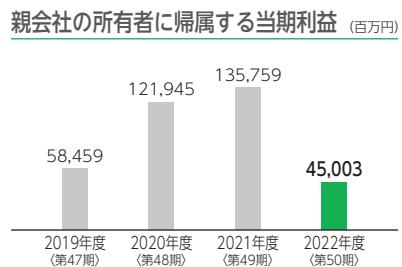
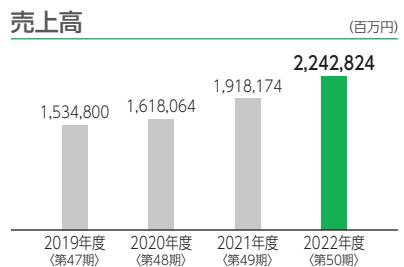
3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

【国際会計基準(IFRS)】

	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉
売上高 (百万円)	1,534,800	1,618,064	1,918,174	2,242,824
営業利益 (百万円)	108,558	159,970	170,374	100,081
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	58,459	121,945	135,759	45,003
基本的1株当たり 当期利益 (円)	99.37	208.19	232.40	78.19
資産合計 (百万円)	2,122,493	2,256,024	2,678,483	2,872,591
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	947,290	1,096,020	1,292,241	1,354,505
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	1,617.21	1,871.20	2,227.00	2,356.66

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。
4. 基本的1株当たり当期利益の算定及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
5. 第50期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第49期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。



(2) 当社の財産及び損益の状況

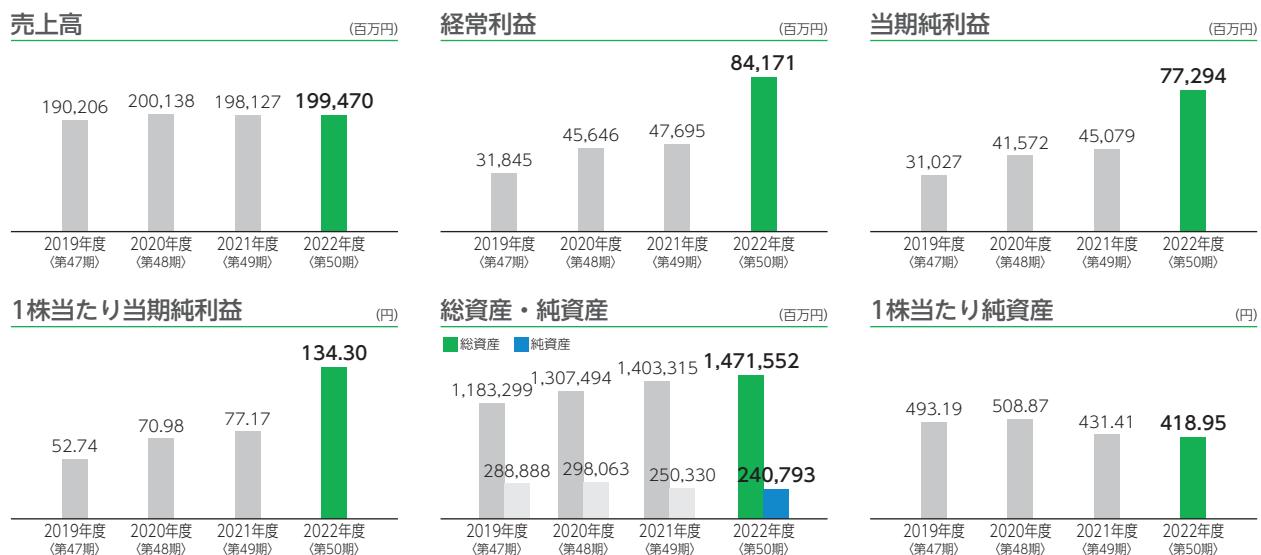
	2019年度〈第47期〉	2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉
売上高	(百万円)	190,206	200,138	198,127
経常利益	(百万円)	31,845	45,646	47,695
当期純利益	(百万円)	31,027	41,572	45,079
1株当たり当期純利益	(円)	52.74	70.98	77.17
総資産	(百万円)	1,183,299	1,307,494	1,403,315
純資産	(百万円)	288,888	298,063	250,330
1株当たり純資産	(円)	493.19	508.87	431.41
				418.95

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

4. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。



4. 対処すべき課題

(1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は2020年度より監査等委員会設置会社へ移行しております。今後、より迅速な意思決定を実現すると共に監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図ります。

(2) グローバル経営管理インフラの構築・強化

グローバル企業として、グローバルスタンダードに準拠したグループ全体の経営管理体制・会計基準・財務内容・経営情報開示体制等の充実を更に推進してまいります。

グローバルな自律成長と海外M&AのPMI（買収後の統合）加速のために成長戦略の基盤強化が必要であり「グローバル5極マトリックス経営管理体制」の構築推進を行っております。具体的には、経営品質の向上（ガバナンス、コンプライアンス、内部統制）、経営効率の向上（高品質、低成本の域内シェアドサービス）、PMIの積極サポートを担う地域統括会社を設置すると共に、その機能拡充を進めています。

グループ入りした企業について、各社の自主独立経営を尊重する「連邦連結経営」を基本としてまいりましたが、グローバル化に対応して「グループマトリックス一体化経営」を加速的に推進しています。

グループ全体の内部統制を担う経営管理監査部では、グローバル経営体制の強化に呼応して不正予防の領域に対する監査を強化すべくグローバル監査体制を構築し、これまでの財務諸表監査、米国SOX法対応で蓄積したノウハウや実績を基盤に、内部統制の一層の強化を進めております。開示体制も情報開示に関する委員会と各専門部署の連携により充実を図ってまいります。

更に、法務コンプライアンス部、リスク管理室、IR・CSR推進部、環境統括部は、専門部署として各部署と連携をしながら活動を展開しております。社会の公器としての事業活動を律していくことにより、雇用維持の社会貢献に加えて、当社経営理念に基づいた新たな社会貢献活動を目指します。

5. 企業集団の主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

HDD用モータ並びにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器等に使用される精密小型モータの製造販売、車載用モータ及び自動車部品、家電・商業・産業用モータ及び関連製品、機器装置及び電子・光学部品の製造販売並びに各事業に関連するその他のサービスを行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業内容	種類
精密小型モータ	HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等
車載	車載用モータ及び自動車部品、トラクションモータシステム
家電・商業・産業用	家電・商業・産業用モータ及び関連製品
機器装置	産業用ロボット、カードリーダ、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等
電子・光学部品	スイッチ、センサ、レンズユニット、カメラシャッター等
その他	オルゴール、サービス等

6. 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

(1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、滋賀、川崎
その他拠点	ニデック（香港）有限公司（注1）、日電産（上海）国際貿易有限公司（注2）、日本電産モータ株（米国）（注3）、日本電産グローバル・アプライアンス・コンプレッサー・ブラジル社（注4）、日本電産サンキョー株（長野）（注5）、日本電産テクノモータ株（京都）（注6）、日本電産モビリティ株（愛知）（注7）、日本電産シンポ株（京都）（注8）、日本電産リード株（京都）（注9）

- （注）1. 2022年11月1日付で、「日本電産（香港）有限公司」は「ニデック（香港）有限公司」に社名変更しております。
2. 2023年4月1日付で、「日電産（上海）国際貿易有限公司」は「ニデックモータ（上海）有限公司」に社名変更しております。
3. 2023年4月1日付で、「日本電産モータ株」は「ニデックモータ株」に社名変更しております。
4. 2023年4月1日付で、「日本電産グローバル・アプライアンス・コンプレッサー・ブラジル社」は「ニデックグローバル・アプライアンス・ブラジル社」に社名変更しております。
5. 2023年4月1日付で、「日本電産サンキョー株」は「ニデックインスツルメンツ株」に社名変更しております。
6. 2023年4月1日付で、「日本電産テクノモータ株」は「ニデックテクノモータ株」に社名変更しております。
7. 2023年4月1日付で、「日本電産モビリティ株」は「ニデックモビリティ株」に社名変更しております。
8. 2023年4月1日付で、「日本電産シンポ株」は「ニデックドライブテクノロジー株」に社名変更しております。
9. 2023年4月1日付で、「日本電産リード株」は「ニデックアドバンステクノロジー株」に社名変更しております。

(2) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	106,592名	7,779名減

（注）上記使用人の他に臨時雇用者21,410名が在籍しております。

② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	2,176名	335名減	40.0歳	11.8年

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者61名が在籍しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
ニデック（香港）有限公司（注3）	2,352千HKD	100.0%	精密小型モータの販売
日電産（上海）国際貿易有限公司（注4）	1,655千CNY	100.0% (100.0%)	精密小型モータ、車載用製品の販売
日本電産モータ株（注5）	1,355,662千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産グローバル・アプライアンス・コンプレッサー・ブラジル社（注6）	1,275,243千BRL	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産サンキョー株（注7）	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売
日本電産テクノモータ株（注8）	2,500百万円	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
日本電産モビリティ株（注9）	5,000百万円	100.0%	車載用製品の製造販売
日本電産シンポ株（注10）	3,796百万円	100.0%	機器装置の製造販売
日本電産リード株（注11）	938百万円	100.0%	機器装置の製造販売

(注) 1. 資本金及び出資金は單位未満を四捨五入して表示しております。

2. 議決権比率欄の（ ）内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものであります。

3. 2022年11月1日付で、「日本電産（香港）有限公司」は「ニデック（香港）有限公司」に社名変更しております。

4. 2023年4月1日付で、「日電産（上海）国際貿易有限公司」は「ニデックモータ（上海）有限公司」に社名変更しております。

5. 2023年4月1日付で、「日本電産モータ株」は「ニデックモータ株」に社名変更しております。

6. 2023年4月1日付で、「日本電産グローバル・アプライアンス・コンプレッサー・ブラジル社」は「ニデックグローバル・アプライアンス・ブラジル社」に社名変更しております。

7. 2023年4月1日付で、「日本電産サンキョー株」は「ニデックインツルメント株」に社名変更しております。

8. 2023年4月1日付で、「日本電産テクノモータ株」は「ニデックテクノモータ株」に社名変更しております。

9. 2023年4月1日付で、「日本電産モビリティ株」は「ニデックモビリティ株」に社名変更しております。

10. 2023年4月1日付で、「日本電産シンポ株」は「ニデックドライブテクノロジー株」に社名変更しております。

11. 2023年4月1日付で、「日本電産リード株」は「ニデックアドバンステクノロジー株」に社名変更しております。

(2) 重要な企業結合の経過

該当事項はありません。

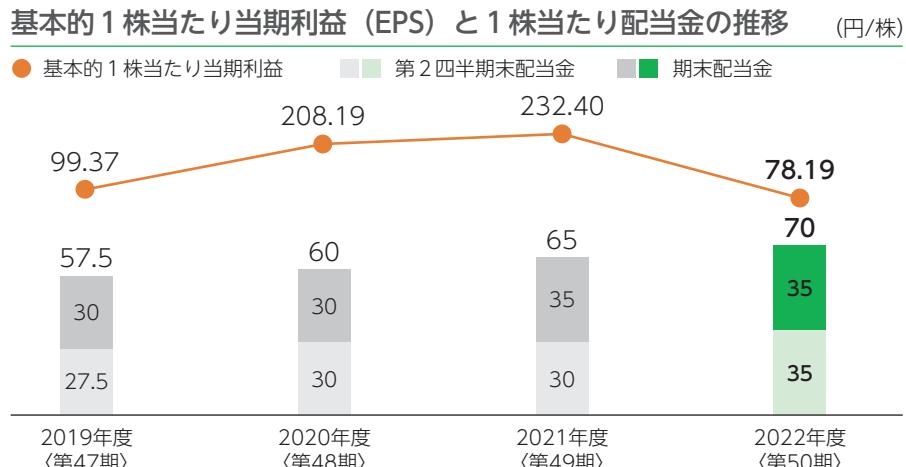
8. 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社京都銀行	78,800
株式会社三菱UFJ銀行	43,000
株式会社三井住友銀行	30,000

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「会社は株主のもの」との視点から、株主の負託に応えるべく、100年を超えて成長し続けるグローバル企業として、世界一高性能なモータで地球に貢献することで常に時代の変化を見据えた企業の将来像を示してまいります。それは成長への飽くなき挑戦を続ける当社の基本姿勢であります。株主への利益配分に関しましても、連結純利益の30%を見据えて、安定配当を維持しながら連結純利益額の状況に応じて配当額の向上に取り組んでまいります。

また内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し、収益向上に取り組んでまいります。



(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり配当金及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,920,000,000株

2. 発行済株式の総数 596,284,468株

3. 株主数 159,838名

4. 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	84,576	14.70
永守重信	49,473	8.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	29,980	5.21
株式会社京都銀行	24,798	4.31
エスエヌ興産合同会社	20,245	3.51
株式会社三菱UFJ銀行	14,851	2.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	14,105	2.45
日本生命保険相互会社	13,159	2.28
明治安田生命保険相互会社	12,804	2.22
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,605	1.66

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式21,059,236株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めておりませんが、2023年3月1日を効力発生日とするニデックオーケー株式会社との株式交換により生じた端数株式の合計3,531株が含まれております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	0	0

(注) 2022年度は、株式での交付はございません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永守重信	最高経営責任者、学校法人永守学園理事長
代表取締役社長 執行役員	小部博志	最高執行責任者
取締役 (常勤監査等委員)	村上和也	日本電産リード(株)監査役、日本電産シンポ(株)監査役、日本電産テクノモータ(株)監査役、日本電産マシントール(株)監査役、日本電産グローバルサービス(株)監査役、日本電産マシナリー(株)監査役
取締役 (常勤監査等委員)	落合裕之	日本電産サンキュー(株)監査役、日本電産モビリティ(株)監査役、日本電産トーソク(株)監査役、日本電産コパル電子(株)監査役、日本電産コパル(株)監査役、日本電産エレシス(株)監査役、日本電産サークル(株)監査役
取締役	佐藤慎一	サントリーホールディングス(株)顧問
取締役	小松弥生	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長
取締役	酒井貴子	大阪公立大学大学院法学研究科教授
取締役(監査等委員)	山田文	京都大学大学院法学研究科教授
取締役(監査等委員)	赤松玉女	京都市立芸術大学理事長兼学長
取締役(監査等委員)	渡邊純子	京都大学大学院経済学研究科教授、モロゾフ(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏、酒井貴子氏、山田文氏、赤松玉女氏及び渡邊純子氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 村上和也氏及び落合裕之氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集力の強化及び重要な会議への出席によって監査の実効性を高めるためであります。
3. 2022年6月17日開催の第49期定期株主総会における取締役及び取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。
- (1)取締役に小部博志氏、佐藤慎一氏及び小松弥生氏、取締役(監査等委員)に赤松玉女氏が新たに選任され、就任致しました。
 - (2)酒井貴子氏は取締役(監査等委員)を退任し、同日付で取締役に選任され、就任致しました。
 - (3)取締役 佐藤慎一氏及び清水治氏が退任致しました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び取締役(監査等委員)は、次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
関潤	2022年9月2日	辞任	代表取締役社長執行役員、最高執行責任者 日本電産トーソク(株)取締役会長、インド日本電産(株)取締役会長
中根猛	2022年10月12日	逝去	社外取締役(監査等委員) 外務省参与

5. 取締役(監査等委員) 中根猛氏の退任に伴い、補欠の監査等委員である取締役であった渡邊純子氏が2022年10月13日付で取締役(監査等委員)に就任致しました。
6. 取締役(常勤監査等委員) 村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏、取締役(監査等委員) 赤松玉女氏及び中根猛氏に関しては、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

8. 取締役（監査等委員） 山田文氏及び渡邊純子氏は、それぞれ京都大学大学院法医学研究科教授、京都大学大学院経済学研究科教授であります。当社は教育及び研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2018年度45百万円（同大学における寄付収入総額 5,163百万円）、2019年度39百万円（同 5,352百万円）、2020年度39百万円（同 5,766百万円）、2021年度39百万円（同 5,416百万円）、昨年度2022年度49百万円となっております。この2022年度の寄付には、125周年記念事業への寄付を含んでおります。いずれの年度も当社の寄付額は同大学寄付収入総額と比較して僅少と考えております。また、当社と同大学大学院工学研究科との間には共同研究に関する契約があり、昨年度2022年度において同大学に対して18百万円の研究費を支払っております。いずれも両氏の所属する学部と寄付先・支払先の学部が異なること及び両氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、両氏の独立性に問題はないと考えております。

9. 当事業年度末日後に生じた担当及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
村上和也	取締役(常勤監査等委員) ニデックアドバンステクノロジー(株)監査役、 ニデックドライブテクノロジー(株)監査役、 ニデックテクノモータ(株)監査役、ニデックマシンツール(株)監査役、ニデックグローバルサービス(株)監査役、ニデックマシナリー(株)監査役、ニデックオーケー(株)監査役	取締役(常勤監査等委員) 日本電産リード(株)監査役、日本電産シンポ(株)監査役、日本電産テクノモータ(株)監査役、日本電産マシンツール(株)監査役、日本電産グローバルサービス(株)監査役、日本電産マシナリー(株)監査役	2023年4月1日

10. 2023年4月1日付で、以下の社名変更をしております。

変更後	変更前
ニデックアドバンステクノロジー(株)	日本電産リード(株)
ニデックドライブテクノロジー(株)	日本電産シンポ(株)
ニデックテクノモータ(株)	日本電産テクノモータ(株)
ニデックマシンツール(株)	日本電産マシンツール(株)
ニデックグローバルサービス(株)	日本電産グローバルサービス(株)
ニデックマシナリー(株)	日本電産マシナリー(株)
ニデックインツルメンツ(株)	日本電産サンキョー(株)
ニデックモビリティ(株)	日本電産モビリティ(株)
ニデックパワートレインシステムズ(株)	日本電産トーソク(株)
ニデックコンポーネンツ(株)	日本電産コパル電子(株)
ニデックプレシジョン(株)	日本電産コパル(株)
ニデックエレシス(株)	日本電産エレシス(株)
ニデックアドバンスドモータ(株)	日本電産サーボ(株)

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しています。
その詳細は以下のとおりです。

ア. 基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長を目的とし、以下の方針に基づき決定するものとします。

- ・企業価値向上へのモチベーションを高めるものであること
- ・優秀な経営人材確保に資するものであること
- ・当社の企業規模と事業領域において適正な水準であること

イ. 報酬構成の概要

<社外取締役（監査等委員である取締役を除く）>

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、その独立性を確保するため固定報酬のみとし、月例で支給します。

<取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）>

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、①職位に応じた固定報酬、②前年度の業績達成度等の評価に基づく変動報酬（賞与）、③3事業年度の業績達成度等に基づく業績連動型株式報酬とします。

②変動報酬（賞与）は、毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度及び役員の業績等を考慮した上で決定し、変動報酬の中間値（固定報酬の50%）に対して0（不支給）から2倍までの範囲で変動します。

③業績連動型株式報酬は、対象期間を連続する3事業年度とし、職位及び毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度に応じて0%から200%の範囲で変動するポイントを付与し、対象期間経過後に、付与されたポイントの累積値に基づいて算出される数の当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います（1ポイント＝1株）。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の①固定報酬、②変動報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬の割合は、概ね「3」：「1.5」：「1」とします。

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬割合 取締役
固定報酬	・職位別に決定	毎月現金	3
変動報酬（賞与）	・前年度の連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・役員の業績等を考慮 ・変動報酬の中間値に対して0から2倍までの範囲で変動	毎月現金	1.5
業績連動型株式報酬	・職位別の基準額×連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・0%から200%の範囲で変動するポイントを付与 ・3事業年度終了後に、累積ポイントに相当する当社株式の交付及び換価処分金相当の金銭を給付	3事業年度経過後 (株式・金銭)	1

ウ. 報酬の決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬及び変動報酬の額については、本方針に定める基準に従って、任意の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。また、業績連動型株式報酬の内容についても、同様に報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。

エ. 報酬の没収等（クローバック・マルス）

固定報酬及び変動報酬については、会社に重大な損害を与えた場合は、対象者の同意を得て減額することがあります。

また、業績連動型株式報酬については、受益権確定日以降、株式交付対象者が職務や社内規程への重大な違反等の非違行為があった場合、会社は、その者に対して賠償を求めることができます。

(2) 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に従った決定方法をとっていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定期株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しております。当該定期株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定期株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定期株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者を対象として、業績連動型の株式報酬制度を導入しており、当該報酬に関する株主総会の決議については(5)業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項に記載しております。

(4) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			摘要
		固定報酬	変動報酬	業績連動型株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	10人	177百万円	6百万円	15百万円	うち社外取締役 5名 19百万円
取締役（監査等委員）	7人	55百万円	—	—	うち社外取締役 5名 22百万円
計	17人	232百万円	6百万円	15百万円	

(注) 1. 上記業績連動報酬には、第48期中に退任した取締役2名及び第50期中に退任した取締役1名を含んでおります。

2. 2018年6月20日開催の第45期定期株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。

上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、社外取締役は制度の対象外となっております。

(5) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

当社は2021年6月22日開催の第48期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位を有する者（以下、取締役及び執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位及び業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入についてご承認を頂いております。第48期定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役の数は、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員及び同等の地位の者は31名）です。

ア. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付及び給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記イ. 以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none">当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記イ. のとおり）	<ul style="list-style-type: none">3事業年度を対象として27.3億円
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記ウ. のとおり）及び当社株式の取得方法（下記イ. のとおり）	<ul style="list-style-type: none">1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は84,000株であり、3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は252,000株（※1） （※1）ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。 1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数84,000株の当社発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.01% 当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得する。
④業績達成条件の内容（下記ウ. のとおり）	<ul style="list-style-type: none">単年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動当該対象期間で使用する指標は連結売上高及び連結営業利益
⑤当社株式等の交付等の時期（下記エ. のとおり）	<ul style="list-style-type: none">原則として、対象期間終了後の所定の時期 但し、2021年6月22日の本制度改定前に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時

イ. 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記ウ. のとおり）の付与を行い、本信託は予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することができます。

ウ. 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合は、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数及び下記の上限交付株式数を調整します。

（ポイントの算定式）

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の業績目標の達成度等に応じた業績運動係数を乗じて算出した業績運動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額 ÷ 本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績運動ポイント数の算定式	基準ポイント × 業績運動係数（※2）（※3）

（※2）業績運動係数は、年度計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績運動係数の変動幅は、0%～200%とします。

（※3）信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

<業績ポイントの業績連動に使用する指標、数値及び評価ウェイト>

使用指標	使用数値	評価 ウェイト	目標		
			2021年度	2022年度	2023年度
連結 売上高	各事業年度の取締役会にて決定す る当該事業年度の見通しの数値	50%	1兆7,600億円	2兆3,000億円	-
連結 営業利益	同上	50%	2,000億円	2,370億円	-

業績連動報酬の業績指標として、連結売上高・連結営業利益を採用した理由は、当社の中期経営計画で目標として採用している指標であり、当該指標の業績目標達成が、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているためです。

<業績ポイントの業績連動に使用する業績連動係数>

目標達成率	業績連動係数
120%以上	200%
115%以上120%未満	175%
110%以上115%未満	150%
105%以上110%未満	125%
100%以上105%未満	100%
100%未満	0%

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は3. 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

本信託の信託期間中に取締役等に交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり84,000株を上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は252,000株を上限とします。上限交付株式数は、上記イ. の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

工. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記ウ. に基づき算出され、付与された業績運動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という。）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任及び解任の場合等を除く。）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。（※4）

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

（※4）改定前の本制度において取締役等に付与されていたポイントについては、原則として取締役等の退任時に当社株式等の交付を行う予定であります。

オ. 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

カ. 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

キ. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（参考1）

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2021年4月22日付「当社グループの取締役等に対する業績運動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL：<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2021/news0422-04/>）

3. 社外役員の主な活動状況等

(1) 社外取締役の当年度における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数/開催回数）				活動の状況
	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会	
佐 藤 慎 一	17回/21回	—	—	0回/0回	財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っており、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
小 松 弥 生	20回/21回	—	3回/3回	—	技術・研究開発・人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っています。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務め、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
酒 井 貴 子	24回/26回	4回/4回	3回/3回	1回/1回	大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っています。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長・報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保及び報酬の妥当性判断などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
中 根 猛	12回/13回	8回/9回	—	0回/0回	外交政策に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしていました。また、監査等委員として監査等委員による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
山 田 文	24回/26回	14回/14回	3回/3回	0回/0回	大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。また、監査等委員として監査等委員による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務め、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めています。
赤 松 玉 女	15回/21回	9回/10回	—	—	大学理事長兼学長として人材育成、ガバナンス等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。また、監査等委員として監査等委員による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
渡 邊 純 子	11回/13回	5回/5回	—	—	大学教授として経済学における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会及び監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしています。また、監査等委員として監査等委員による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は26回、監査等委員会の開催回数は14回、指名委員会の開催回数は3回、報酬委員会の開催回数は1回であります。
2. 2022年6月17日開催の第49期定時株主総会において、佐藤慎一氏及び小松弥生氏が取締役に、赤松玉女氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され就任致しました。各氏においては、同日以降の当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名委員会、報酬委員会への出席回数及び開催回数を記載しております。
3. 2022年6月17日開催の第49期定時株主総会において、酒井貴子氏は取締役に選任され就任致しました。同氏はそれ以前、当社の取締役（監査等委員）として取締役会、監査等委員会、報酬委員会に出席していたため、同氏の出席回数は取締役（監査等委員）として出席した回数を含んでおります。
4. 中根猛氏は2022年10月12日の退任までの状況、渡邊純子氏は2022年10月13日の就任後の状況を記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏及び酒井貴子氏、社外取締役（監査等委員） 山田文氏、赤松玉女氏及び渡邊純子氏との間では損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、2022年10月12日をもつて退任致しました社外取締役（監査等委員） 中根猛氏とも、同様の契約を締結しておりました。その内容の概要是次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任及び保険期間中当該役職に就くものを含む）、及びこれらの相続人。

② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	226百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	576百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンフォートレター作成業務」を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、日本電産モータ（現 ニデックモータ）他1社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
4. 監査等委員会は、取締役・社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意を致しました。

3. 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下の体制を確保しております。

- ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「ニデックグループコンプライアンス規程」を定めております。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「ニデックグループコンプライアンス行動規範」を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、「ニデックコンプライアンス・ハンドブック」を作成・活用するなどして、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励すると共に、通報者の保護を図っております。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置した法務コンプライアンス部とニデックグループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しております。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、法務コンプライアンス部または内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。
- ⑧ 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- ⑨ 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査等委員は常時閲覧可能であります。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社リスク主管部署の部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を適宜監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となつた際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。
- ③ 当社は、当社グループ全体の情報セキュリティリスクの管理のため、情報セキュリティに関する基本的な考え方並びに管理体制及び運営方法等を定め、企業活動を行う上で重要な経営資産である当社グループの情報資産を適切に保護すると共に、その適正な使用を行うことを目的として「情報セキュリティ基本規程」を定めております。
- ④ 当社は、取締役会の下に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する基本方針を策定し、情報セキュリティ諸施策の遂行状況を監督、指導を行います。
- ⑤ 当社に設置する情報セキュリティ管理部門は諸施策実施の支援並びに情報セキュリティに関する事故または問題発生時における対応を行う一方、経営管理監査部は情報セキュリティ監査の実施、指導及び支援を適宜行います。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- ④ 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、Management Committee、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ① 当社の取締役及び執行役員は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図ると共に、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の要請に従い経営管理監査部は監査等委員会が求めた事項の監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
- ② 当該監査においては監査等委員の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員は一切不当な制約をしません。

(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社監査役またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制及び通報者保護の体制

- ① 当社取締役及び執行役員または使用人は、当社監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と監査等委員会との協議により決定する方法によっております。
- ② 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- ③ 当社法務コンプライアンス部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告しております。
- ④ 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査費用の予算等監査等委員がその職務を執行する上で必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査等委員は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査等委員は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施致しました。

(1) コンプライアンス体制

当社法務コンプライアンス部は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社及び当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。また、当社グループ各社のコンプライアンス責任者、推進者を集めた「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、各社の取り組み状況について共有するなどして、コンプライアンスレベルの向上を推進しました。当社代表取締役会長は、トップメッセージとして、当社グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってまいりました。更に、当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてまいりました。

(2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社を取り巻くリスクを46に分類、各々リスクについて主管部署を特定し、リスクの指標化による見える化・リスクが顕在化する前の予兆管理を行い、経営層、関係者に報告することで損害を回避・最小限に抑える活動を進めてまいりました。また、これらリスク主管部署に加え、当社グループ各社からリスク調査評価表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況を収集し活動内容を確認致しました。また、リスク管理室が主管部署となる「偶発的リスク（自然災害、火災、労働災害、感染症の蔓延など）」について、事故分析・低減対策を立案し、社内関係者と共に対応を行っております。更に有事の際は、危機管理対策本部事務局として情報収集を行い、緊急対応・事業継続活動方針策定、社員へ周知する役割を担っております。直近では、2020年1月より2023年5月まで新型コロナ対応のため危機管理対策本部を設置致しました。このように、当社グループの重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてまいりました。

(3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、Management Committeeに付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてまいりました。

(4) 監査等委員会の監査体制

当社監査等委員は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施致しました。また、監査等委員会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をすると共に、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告致しました。

また、監査等委員会に当社会計監査人を当事業年度において計7回招くなど、密接に情報交換を行いました。

(5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、当社及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってまいりました。また、当社監査等委員に対しても、適時報告会を実施し、当社グループ各社における内部監査の結果を報告致しました。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

[資産の部]

科 目	(単位：百万円)
	金 額
流動資産	1,384,618
現金及び現金同等物	186,098
営業債権及びその他の債権	592,948
その他の金融資産	3,811
未収法人所得税	10,536
棚卸資産	519,348
その他の流動資産	71,877
非流動資産	1,487,973
有形固定資産	835,691
のれん	363,480
無形資産	221,740
持分法で会計処理される投資	3,097
その他の投資	25,943
その他の金融資産	9,610
繰延税金資産	12,091
その他の非流動資産	16,321
資産合計	2,872,591

[負債及び資本の部]

科 目	(単位：百万円)
	金 額
流動負債	900,407
短期借入金	159,279
1年以内返済予定長期債務	59,765
営業債務及びその他の債務	493,782
その他の金融負債	4,473
未払法人所得税	27,363
引当金	50,815
その他の流動負債	104,930
非流動負債	598,490
長期債務	486,305
その他の金融負債	485
退職給付に係る負債	32,337
引当金	1,377
繰延税金負債	71,210
その他の非流動負債	6,776
負債合計	1,498,897
資本金	87,784
資本剰余金	97,670
利益剰余金	1,129,212
その他の資本の構成要素	206,756
自己株式	△166,917
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,354,505
非支配持分	19,189
資本合計	1,373,694
負債及び資本合計	2,872,591

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継続事業	
売上高	2,242,824
売上原価	△1,829,623
売上総利益	413,201
販売費及び一般管理費	△231,783
研究開発費	△81,337
営業利益	100,081
金融収益	17,709
金融費用	△13,146
デリバティブ関連損益	△177
為替差損益	20,031
持分法による投資損益	△3,905
税引前当期利益	120,593
法人所得税費用	△74,889
継続事業からの当期利益	45,704
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△1,983
当期利益	43,721
当期利益の帰属	
親会社の所有者	45,003
非支配持分	△1,282
当期利益	43,721

計算書類

■ 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

[資産の部]

科 目	(単位：百万円)
	金 額
流動資産	286,412
現金及び預金	70,068
電子記録債権	2,399
売掛金	87,657
製品	8,829
仕掛品	59
原材料及び貯蔵品	1,648
前払費用	1,852
関係会社短期貸付金	78,904
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	21,100
未収入金	7,557
未収還付法人税等	3,226
その他	3,296
貸倒引当金	△183
固定資産	1,185,140
有形固定資産	60,765
建物	36,953
構築物	839
機械及び装置	1,098
工具、器具及び備品	3,413
土地	17,857
建設仮勘定	582
その他	23
無形固定資産	4,242
特許権	9
ソフトウェア	3,124
ソフトウェア仮勘定	810
のれん	264
その他	35
投資その他の資産	1,120,133
投資有価証券	19,383
関係会社株式	838,754
関係会社出資金	97,063
関係会社長期貸付金	162,179
破産更生債権等	445
長期前払費用	230
前払年金費用	1,045
その他	1,479
貸倒引当金	△445
資産合計	1,471,552

[負債及び純資産の部]

科 目	(単位：百万円)
	金 額
流動負債	788,227
買掛金	36,428
電子記録債務	8,368
短期借入金	557,096
1年内償還予定の社債	50,000
未払金	43,399
未払費用	1,951
預り金	88,719
前受収益	48
賞与引当金	2,105
その他	113
固定負債	442,532
社債	342,860
長期借入金	96,000
繰延税金負債	2,762
その他	910
負債合計	1,230,759
株主資本	235,242
資本金	87,784
資本剰余金	149,110
資本準備金	92,005
その他資本剰余金	57,105
利益剰余金	167,346
利益準備金	721
その他利益剰余金	166,625
別途積立金	57,650
繰越利益剰余金	108,975
自己株式	△168,998
評価・換算差額等	5,551
その他有価証券評価差額金	5,255
土地再評価差額金	296
純資産合計	240,793
負債・純資産合計	1,471,552

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		199,470
売上原価		146,815
売上総利益		52,655
販売費及び一般管理費		52,642
営業利益		13
営業外収益		
受取利息	10,612	
受取配当金	69,133	
為替差益	11,061	
その他	5,253	96,059
営業外費用		
支払利息	9,742	
社債利息	558	
その他	1,601	11,901
経常利益		84,171
特別利益		
固定資産売却益	1,145	1,145
特別損失		
固定資産処分損	503	
減損損失	8	511
税引前当期純利益		84,805
法人税、住民税及び事業税	6,206	
法人税等調整額	1,305	7,511
当期純利益		77,294

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ニデック株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定期社員	公認会計士 中村 源
業務執行社員	
指定期社員	公認会計士 鍵圭一郎
業務執行社員	
指定期社員	公認会計士 岩井 達郎
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニデック株式会社（旧会社名 日本電産株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ニデック株式会社（旧会社名 日本電産株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

ニ デ ッ ク 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2023年5月18日

PwC京都監査法人

京 都 事 務 所

指 定 社 員	公認会計士 中 村 源
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 鍵 圭 一 郎
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 岩 井 達 郎
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニデック株式会社（旧会社名 日本電産株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日
ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	村 上 和也
常勤監査等委員	落 合 裕 之
監査等委員	山 田 文
監査等委員	赤 松 玉 女
監査等委員	渡 邊 純 子

(注) 監査等委員山田文、赤松玉女及び渡邊純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

開催場所

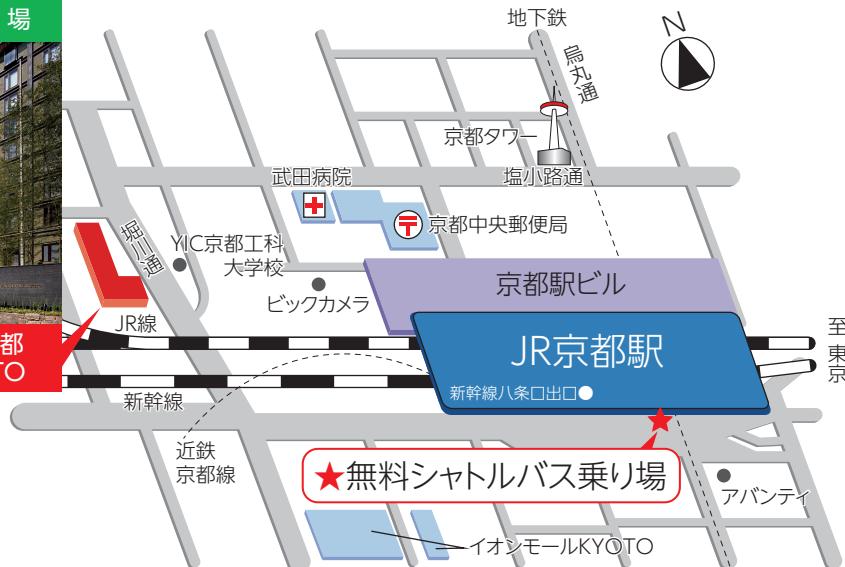


京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

交通のご案内



- ◆京都駅から西へ徒歩約7分
- ◆ホテルの無料送迎バスサービス
 - 京都駅八条口 ⇄ リーガロイヤルホテル京都
 - 約20分間隔にて運行



〔新型コロナウイルス感染防止への対応について〕
株主総会に於ける感染症の拡大防止のため、招集通知
4頁の記載内容を必ずご確認ください。

お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

※新型コロナウイルス感染防止(3密回避)のため
ホテル無料送迎バスのほか、徒歩でのご来場も
ご検討ください。

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので
くれぐれも車両でのご来場はご遠慮願います。